

伊奈町生涯学習推進指針



令和 7 年 3 月

伊奈町

目 次

第1章 指針の策定にあたって	2
第2章 指針の基本的な考え方	4
1 指針の位置づけ	4
2 指針の性格	4
3 指針の進行管理	5
第3章 伊奈町の現状と課題	6
1 伊奈町の人口	6
2 伊奈町の生涯学習分野の現状と課題	6
第4章 生涯学習推進指針	8
1 基本指針	8
2 個別指針	8
資料	11
○「伊奈町生涯学習推進指針」策定の経緯	11
○伊奈町生涯学習推進会議設置要綱	12
○伊奈町民憲章	14
○スポーツ都市宣言	15

第 1 章 指針の策定にあたって

生涯学習は、一人ひとりが生涯にわたって行うあらゆる学習活動を指します。学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、趣味など様々な場や機会において行う学習活動のことです。

教育基本法第 3 条においては、生涯学習の理念として、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定されています。

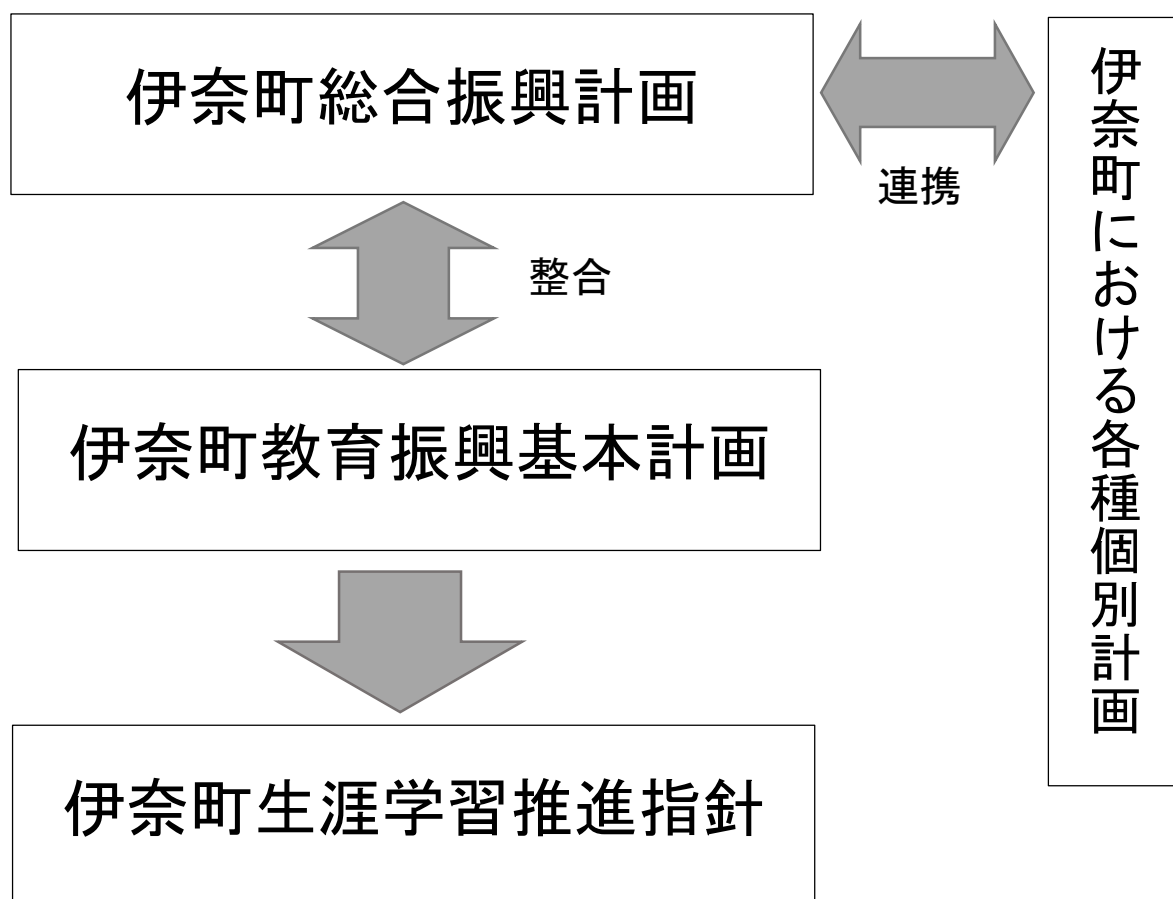
本町では、平成 7 年に「伊奈町生涯学習まちづくり推進計画」を策定し、「人と自然と文化が織りなす生涯学習のまち ―学んで 広がる 夢空間―」を基本目標に、豊かな自然と歴史的重みのある文化の中で、ゆとりと活力に満ちた生涯学習のまちづくりを目指してきました。また平成 17 年には、「人と緑が輝く、ふれあい・学び・心かようまち ―学んで 広がる 夢空間―」を基本目標とした後継計画を策定し、町民の生涯学習の推進を図りました。そして平成 27 年は「緑にあふれた 学びとふれあいのまち 伊奈 ―学んで 広がる 夢空間―」を基本理念とした後継計画を策定しました。

生涯学習推進をめぐる埼玉県動向としては、平成 11 年に「埼玉県生涯学習振興計画」を、平成 21 年 2 月には「埼玉県教育振興基本計画（生きる力と絆の埼玉教育プラン）」を、平成 22 年 3 月に「埼玉県生涯学習推進計画」を策定しました。今後の生涯学習の振興にあたっては、「個人の要望」を踏まえつつも「社会の要請」とのバランスの中で生涯学習への取り組みを捉え直し、県民の生涯学習を支援することに力を入れていくべきと考え、従来の県行政主体の「計画」としてではなく、その方策や重点的に支援する分野などを明らかにする「指針」として策定することとし、平成 25 年 3 月に「埼玉県生涯学習推進指針」を策定し、「計画」から「指針」への転換を図っています。県内でも、県と同様に「計画」から「指針」へと改め、展開している自治体が増えてきています。

本町では、最上位計画である「伊奈町総合振興計画」を、伊奈町教育委員会では、「伊奈町教育振興基本計画」を策定し、町民一人ひとりのライフスタイルやライフステージに合わせた様々な学習手法による学習機会と学習環境の提供により、生涯学習を推進していくこととし、「伊奈町生涯学習まちづくり推進計画」は、「伊奈町総合振興計画」および「伊奈町教育振興基本計画」における施策に基づき、長期的視点から継続的にかつ柔軟に発展・拡張させていくために、今後の生涯学習推進の大きな方向性を示すものとして、「伊奈町生涯学習推進指針」を策定することとしました。

第2章 指針の基本的な考え方

1 指針の位置づけ



2 指針の性格

本指針は、「埼玉県生涯学習推進指針」を踏まえるとともに、「伊奈町総合振興計画」および「伊奈町教育振興基本計画」と整合性を図り、生涯学習の基本的な考え方や方向性を示したものです。

そして本指針の推進にあたり、町民をはじめ地域、学校、企業、ボランティアを含む民間団体などが多様で多角的な社会参加を通じて、連携や協働することを推進します。

3 指針の進行管理

本指針は、町の総合振興計画および教育振興基本計画に基づき、進行管理を行っていきます。なお、本推進指針については、特に期間を定めませんが、上位計画の見直し等によりその内容に変更が生じた場合など、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行います。その際には、伊奈町生涯学習推進会議に意見を伺った上で見直しを行うこととします。

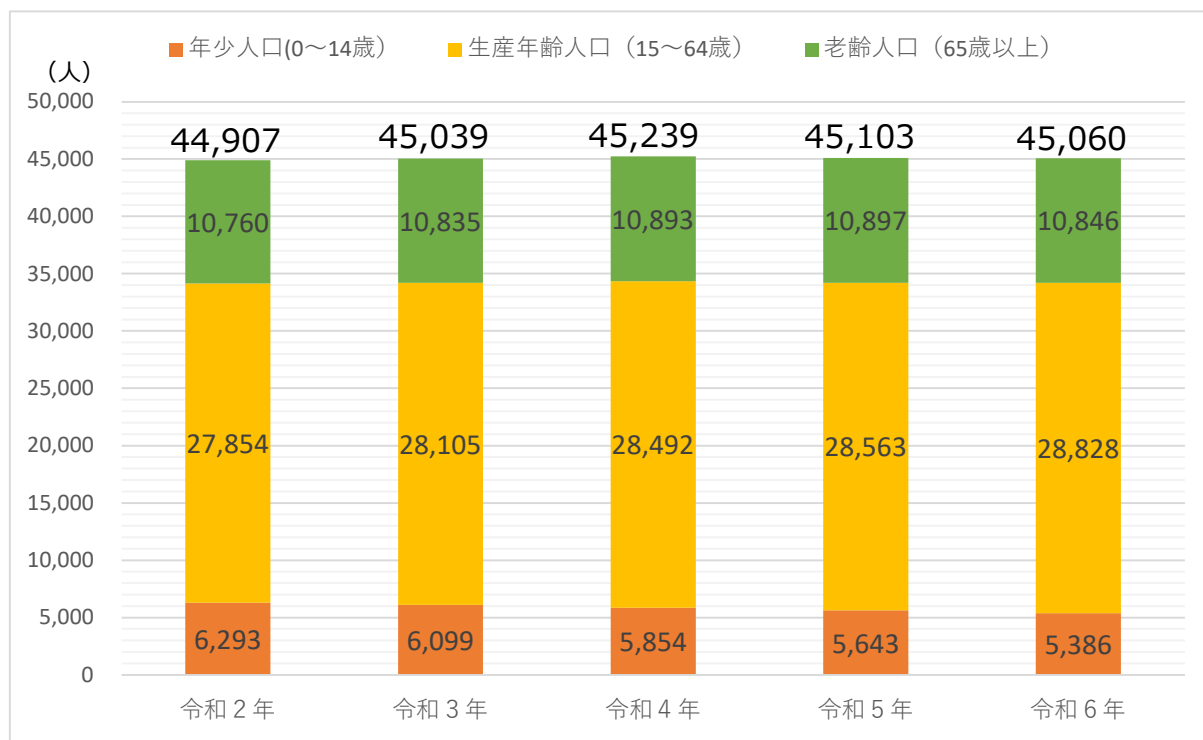
第3章 伊奈町の現状と課題

1 伊奈町の人口

本町の過去5年間の人口は、令和4年をピークに増加傾向から減少傾向へと転じています。

年齢3区分別にみると、年少人口は一貫して減少傾向で、生産年齢人口は一貫して増加傾向、高齢人口については、令和3年ごろまでは増加傾向でその後は横ばいとなっています。

今後、本町では、生産年齢人口の増加や高齢化により、高齢人口については増加に転ずることが想定されます。そのような中で、子どもから高齢者まですべての町民が生涯にわたって学び続けられるように環境を整えることが重要です。



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

2 伊奈町の生涯学習分野の現状と課題

今日では、それぞれが自己実現を図るため、一人ひとりがその生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学ぶことができ、またその成果を活かすことのできる社会が求められています。

少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境の変化に伴い、家庭教育の機会は減少しています。学校・地域全体で家庭教育の支援を推進していくことが求められています。

各種教室・講座においては、放課後や週末等に地域住民の協力により実施し、町民同士の主体的な学びの場となっており、満足度も高いことから、引き続き魅力ある講座の充実・支援に取り組む必要があります。各種教室・講座を担う講師の方の高齢化が進んでいることから、担い手の確保や育成が必要です。

また、町内の産・学・官（企業等・教育機関等・町）が連携した生涯学習体制を再構築し、新たな学びに対するニーズに対応した学習機会の提供を支援することが重要です。

文化芸術においては、その価値を広く認め合い、継承していくため、美術展覧会や総合文化祭等を継続的に開催してきました。今後も文化芸術活動の支援や、発表の場を提供していくことが重要です。

また、これまで文化団体への活動支援や、文化財及び町史資料の調査・保存・活用に取り組んでおり、引き続き町の文化や伝統を次世代につなげていくための取り組みを進めていく必要があります。

スポーツ・レクリエーション活動においては、継続的に各種スポーツイベントを開催してきたところですが、例えば「町民運動会」は「スポーツフェスティバル」へ名称を変更し、誰もが気軽に参加できるプログラムの充実を図ってきました。各年代の方々がよりスポーツを楽しめるよう、さらなる内容の充実や、スポーツ教室等の開催・充実等を図る必要があります。

また、安全で快適なスポーツ活動の場を提供するため、施設の計画的な整備・更新に努め、より安心して利用できるスポーツ施設を整えることが重要です。

第4章 生涯学習推進指針

1 基本指針

誰もが主体的に
いつでもどこでも楽しんで学び続けられる
喜びにあふれるまち

学習を通じて得た知識や技術、また、それまでの過程が各個人の財産となり、一人ひとりの人生を豊かにしていきます。生涯を通じて学び続けることは、達成感や満足感、さらには個人の成長を実感することができ、自己実現や生きがいにつながります。

年齢や場所、時間、環境にかかわらず、すべての町民が主体的に学び続けられ、それが個人のみならず町全体の喜びとなる社会の実現を目指し、さらに生涯学習を推進します。

2 個別指針

2-1 生涯にわたり学び続けられる環境と機会の提供

(1) 各種講座等の充実と情報提供

新しい生涯学習体制を再構築し、生涯学習に対する町民の多様なニーズに対応し、ライフスタイルやライフステージに応じた各種講座を展開します。アンケート等の参加者の声を参考に、新規講座や発展的な講座など、継続的な学習活動を支援します。また、各種教室・講座の指導者の確保・育成に取り組みます。

町ホームページやSNSなどを活用し、各種教室・講座の情報提供を行い、発信し続けることにより、町民の目に留まりやすくします。

（２）産・学・官（企業等・教育機関等・町）の連携

生涯にわたり学習に親しむ機会を拡充し、社会参加につなげる観点から、産・学・官が連携した、地域に根差した幅広い生涯学習の機会を提供します。

２－２ 学びの輪を広げ、学びの成果を活かす場の支援

（１）学びの輪を広げ、学びの成果を活かす場の支援

学習活動を通じた仲間づくりや、学びの成果を活かすことができるよう支援します。仲間同士でさらなる学びを共有・促進し、コミュニティの育成や学習意欲の向上に寄与します。

（２）人材バンクとサークルガイドの充実

さまざまな資格や特技等を持った個人が登録されている「伊奈町人材バンク」や町内で活動するサークルが登録している「サークルガイド」には、指導者情報やサークル情報が豊富に掲載されており、相談があった場合には情報の活用・提供を行います。学びたい人と指導者を結び、学習活動を支援します。

「伊奈町人材バンク」「サークルガイド」は町ホームページに掲載し、いつでも指導者やサークルが探せるように整えます。

２－３ 文化・芸術活動の振興と文化財の保存・活用

（１）文化・芸術活動の振興

文化芸術を身近に感じ、価値を広く認め合い、継承していくため、文化芸術活動の支援や、発表の場を提供していきます。

（２）文化財の調査・保存・活用

文化財の保護・保存や公開・活用に努めるとともに、芸術や伝統文化を次世代に継承し、郷土愛を醸成します。

２－４ スポーツ・レクリエーション活動の推進

（１）スポーツ・レクリエーション活動の推進

「スポーツ都市宣言」の趣旨を踏まえ、地域スポーツ活動を推進します。また、各年代の方々が誰でも気軽に参加して楽しめるようなスポーツイベントの開催や、指導者の育成、スポーツ・レクリエーション団体の活動支援を行います。

（２）スポーツ環境の整備

健康増進や体力の向上の一助となり、また、心身のリフレッシュや町民相互の交流を促進し、いきいきとした生活を送ることができるよう、スポーツ施設の適切な管理運営と計画的な改修を行います。安全で快適なスポーツ・レクリエーション活動を行うための場の提供と環境の整備に努め、仲間づくりの支援も行います。

資 料

○「伊奈町生涯学習推進指針」策定の経緯

時 期	項 目
令和6年 7月	・ 第1回伊奈町生涯学習推進会議の開催
12月	・ 第2回伊奈町生涯学習推進会議の開催 「伊奈町生涯学習推進指針（案）」に関する議事
令和7年 1月	・ 「伊奈町生涯学習推進指針（案）」に対する 町民コメントの実施
2月	・ 第3回伊奈町生涯学習推進会議の開催 「伊奈町生涯学習推進指針（案）」に関する議事 ・ 伊奈町定例教育委員会の開催 「伊奈町生涯学習推進指針（案）」について説明
3月	・ 伊奈町定例教育委員会の開催 「伊奈町生涯学習推進指針」の議決 ・ 「伊奈町生涯学習推進指針」策定

○伊奈町生涯学習推進会議設置要綱

(平成13年6月25日町長決裁)

(設置)

第1条 伊奈町の生涯学習を推進するため、伊奈町生涯学習推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 生涯学習関連施策に関すること。
- (2) 生涯学習推進体制の確立に関すること。
- (3) 生涯学習推進に関する総合調整に関すること。
- (4) 生涯学習の普及奨励に関すること。
- (5) その他生涯学習の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 生涯学習団体の代表者
- (2) 行政関係者
- (3) 識見を有する者

(委員の任期)

第4条 推進会議の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第5条 推進会議に議長及び副議長を置く。

- 2 議長は、町長をもって充てる。
- 3 副議長は、教育長をもって充てる。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は議長が招集し、会務を総理する。

(報償費)

第7条 委員が会議に出席したときには、報償費として、1日につき3,600円を支給する。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、教育委員会事務局内において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

○伊奈町民憲章

(昭和59年1月26日制定)

わたしたちは伊奈町民です。

わたしたちは自然と歴史を尊び、先人が築いた郷土をたいせつにし、さらに創意と努力により魅力あるまちをつくるため、この憲章を定めます。

1 自然を愛し 緑と花の美しいまちを つくります

1 スポーツに親しみ 健康で楽しい家庭の 明るいまちを つくります

1 コミュニティーをたいせつにし 心のかよう 住みよいまちを つくります

1 教養を深め 歴史と文化の香り高いまちを つくります

1 働くことを喜び 産業を伸ばし 豊かなまちを つくります

○スポーツ都市宣言

(昭和57年10月10日)

私たち伊奈町民は、緑と豊かな自然の中で、健康で文化的な生活を営むため、
日常生活の中で身近な方法として、スポーツを選びます。

私たち町民の一人ひとりが、スポーツに親しみ、たくましい心身をつくとともに、
お互いの交流と連帯の輪を広げ、明るい伊奈町を築くため、ここにスポーツ都市の
宣言をします。

I すべての町民が、スポーツをとおして、
心身ともに健康な人にならしましょう。

I すべての町民が、スポーツをとおして、
友情と連帯の輪を広げましょう。

I すべての町民が、スポーツをとおして、
明るい活気あるまちづくりにつとめましょう。



生涯学習マスコットキャラクター
「マナビィ」

伊奈町生涯学習推進指針

令和7年3月

伊 奈 町

〒362-8517 埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目355番地

電話 048-721-2111（代表）